研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 元 年 6 月 2 4 日現在

機関番号: 32696

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2016~2018

課題番号: 16K04390

研究課題名(和文)刑事裁判に付された少年に対する判決前調査制度の構築に向けた研究

研究課題名(英文)Study for establishing a pre-sentence investigation system for juvenile criminal trials

研究代表者

須藤 明(Sutoh, Akira)

駒沢女子大学・人文学部・教授

研究者番号:20584238

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3.500.000円

研究成果の概要(和文): 少年の刑事裁判では,虐待等の生育歴若しくは発達上の問題に起因する少年の課題を十分踏まえておかないと,法廷の場が少年の自己防衛的な構えや被害者意識を強めることになりかねない。したがって,少年の刑事裁判では,原則として情状鑑定を実施して,犯罪に至る背景を科学的に分析するシステムを導入すべきである。その際,事案によっては,心理専門職と精神科医の連携が必要な場合もあり,そうした観点に立った鑑定命令も検討すべきと考える。 なお,犯行動機や犯行態様の評価に関しては,学際的な研究をさらに進めていく必要がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究は、少年法適用年齢の引下げが議論されている中、少年の刑事裁判の在り方について、情状鑑定という実務的な観点から検討したものである。刑事司法においては、知的障害者や高齢者の犯罪に対する応報主義的な考え方の限界が見えてきたが、少年や若年成人が抱える課題については十分共有されていないため、情状鑑定のような科学的知見が重要になってくる。世界的には治療的法学の流れの中で、犯罪者の更生が応報的刑罰だけではなく、社会的な様々な躓きに対する支援の重要性が認められてある。本研究は伝統的な刑事司法に人間行動はなく、社会的な様々な躓きに対する支援の重要性が認められてある。本研究は伝統的な刑事司法に人間行動 科学の視点を取り入れる必要性を明らかにしている点で社会的意義は大きいと考えられる。

研究成果の概要(英文): In juvenile criminal trials, the court tends to inadvertently reinforce the juvenile's self-defense mechanism and sense of being victimized unless it has sufficiently accounted for past problems such as a history of abuse or developmental issues that have contributed to his/her crimes. As such, for juvenile criminal trials in general, a system should be introduced where circumstantial examination is performed and scientific analysis of the background of the crime is conducted. Depending on the case, it may also be necessary to enlist the expertise of psychologists and psychiatrists for this purpose, and court orders for further examination based on these expert opinions should be considered. In addition, it is necessary for more interdisciplinary research to be conducted with respect to the methods for assessing the motive and modus operandi of juvenile crimes.

研究分野: 社会科学・心理学・臨床心理学

キーワード: 情状鑑定 司法と人間行動科学 多職種協働チーム 学際的研究 判決前調査制度

様 式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19(共通)

1.研究開始当初の背景

少年法は,平成 12 年の改正によって,殺人など一定の重大事件に関しては,16 歳以上の少年を原則として検察官送致とし,刑事裁判に付す規定が新設された(少年法 20 条 2 項)。その後の運用について岡田(2014)は,裁判員制度の実施と前後して,少年法 20 条 2 項対象事件を中心に家庭裁判所調査官の社会調査が非行事実を中核とする保護処分を許容する「特段の事情」の有無の検討に重点が置かれるようになり,これまで家庭裁判所が担ってきた科学的機能が相対的に後退したと指摘している。

一方,裁判員裁判の導入を契機として,司法研究報告書(2012)では,これまでの量刑相場に依っていた反省を踏まえ,犯行態様や動機などで構成される「犯情」が量刑を決めるに当たっての基本であり,生育上の負因などの「一般情状」は二次的に考慮されるべきとした。このため,行為責任が中心の量刑判断が推奨されることになり,少年法55条による家裁への移送可否の判断も含めて科学的根拠の位置づけはより後退する懸念が生じている。さらには,そもそも少年に対する刑事裁判は少年法50条の法意から科学的な調査を反映させた審理を行うことが要請されていると考えられるが,裁判員裁判が「見て,聞いて,分かる」裁判を標榜しているゆえに,少年保護手続で作成された少年調査票や鑑別結果通知書が書証ゆえに活用しにくいという状況もある。

そのため、アメリカなどで導入されている判決前調査制度を持たないわが国の刑事裁判においては、その代替として情状鑑定が必要に応じて実施され、鑑定人となる臨床心理学者や精神医学者が犯行に至る経緯や動機、生育歴、家庭環境、知能・パーソナリティ、処遇上の留意点、といった事項について明らかにしている。ただし、前述したように犯情中心の量刑判断が推し進められている現状もあって、その数は少なく、十分に活用されているとは言い難い。本来、少年法20条2項により検察官送致後の刑事裁判となった少年の審理については少年の成熟度や犯罪に至った動機や背景などについて科学的な分析を行っていくことが必要である。昨今の世界的な動向のひとつとして、犯罪事実だけでなく、犯罪に至った人の心理的・社会次元にかかわる多用な問題を解決しようとする治療的司法(Therapeutic Jurisprudence)の理論が広まりつつある。この理論に基づいたドラッグ・コートやメンタルヘルス・コートといった問題解決型裁判所では、プロベーション・オフィサーやソーシャルワーカーなど法曹三者以外の多様な専門家がかかわっている。

したがって、わが国における少年の刑事裁判について、治療的司法の枠組みでとらえなおし、前述した問題点を解決するために刑事裁判へ科学の視点を導入する必要がある。特に犯情の評価にまで踏み込める情状鑑定の在り方や情状鑑定の活用を促進するための方策に関して実務的かつ学際的研究が必要とされている。

2.研究の目的

少年の刑事裁判の課題を臨床心理学視点から検討し,判決前調査の代替的な役割を果たしている情状鑑定のより有効的な活用及び鑑定の質的向上,さらには,判決前調査制度の構築に向けた道筋を明らかにする。

具体的には,以下の点である。

少年法 20条 2項で検察官送致となった刑事裁判の現状と問題点を明らかにする。

情状鑑定の中でも「犯情」の評価に関する理論モデルを構築する。

法曹三者以外の専門家の関与の在り方について整理する。

情状鑑定をより活用できるための方策を提示する。

3.研究の方法

検察官送致で刑事裁判になった少年の事例について,少年調査票や鑑別結果通知書がどのように扱われたのか,情状鑑定を実施した場合に量刑判断へどう影響したのか現状分析を進めるとともに,「犯情」の判断に寄与する情状鑑定の理論モデルを構築する。また,海外の判決前調査制度が特に若年者の刑事裁判でどのような活用をされているのか実情を調査し,法曹者三者以外の専門家が関与する刑事システムの在り方を検討する。その際に,現状の枠組みの中で運用上の工夫で可能なものや事実審理と手続きの二分など刑事手続の改正を要する課題も見据えて,適宜,法学者や弁護士とも研究会を持つことで,実務的に参考となる研究結果が導き出せるようにする。

本研究は,

少年法 20 条 2 項で検察官送致となった少年の刑事裁判に関する事例分析

少年を含む若年成人の刑事裁判における判決前調査の実態に関する海外視察調査

少年の刑事裁判に情状鑑定を柱とした判決前調査制度を定着させていくための方策や課題 に関する検討

の3点で進める。

4.研究成果

(1) 刑事司法の犯情論に寄与する人間行動科学の現状と課題 - 情状鑑定の必要性 -

少年の刑事事件における情状鑑定事例について詳細な分析を行った。その中の代表的な3事例を列挙する。

【事例1】

- ・事件時の年齢 19歳
- ・家裁の処分 年齢超過による検察官送致
- 事件名 暴行、非現住建造物等放火、銃砲刀剣類所持等取締法違反事件,建造物等以外放火
- ・事例概要

中 2 時から不登校, ひきこもり。母と姉が精神分裂病。青年期になった被告人が社会に出たいが出られないイライラを動物虐待や放火によって発散し,事件化した。

・鑑定事項

被告人の生育歴

性格傾向

本件犯行と生育歴及び性格傾向との結びつき

処遇上参考事項

【事例2】

- ・事件時の年齢 18歳
- ・家裁の処分 20条2項による検察官送致
- ·事件名 嘱託殺人,住居侵入,現住建造物等放火,死体損壊
- ・事例概要

高 2 時より交際していた被害者に対して、殺してほしいと言われて殺害した。翌日、殺害 した被害者宅を放火し、死体を損壊した。

・鑑定事項

本件各犯行時における、被告人の精神障害の有無及び内容

被告人の知能,資質,性格及びこれらの形成過程

本件各犯行に至る被告人の心理経過

被告人の精神障害や資質等が本件各犯行に影響を与えたか否か。影響を与えた場合,本件各犯行にどのように影響したか。

被告人の矯正処遇または治療上留意すべき事項

【事例3】

- ・事件時の年齢 18歳
- ・家裁の処分 20条2項による検察官送致
- ・事件名 殺人
- ・事例概要

DV を行っていた父親を包丁で殺害したもの。少年自身も父親から虐待を受けていたこと, ホルモン異常から身体的に小さかったことなど,様々な背景要因があった。

・鑑定事項

被告人が本件犯行に至るまで父に対してどのような感情を抱いていたか。

本件犯行時の心理状態

本件犯行後の心理状態

生い立ちや成育環境の中で、被告人の心理的傾向に影響を与えたエピソードは存するか。今後、被告人が更生するにあたって何が必要か。

その他参考になる事項

これらの事例分析を通じて, 少年の刑事裁判の問題点は次のように整理できる。

裁判員裁判以前は,被告人が少年若しくは若年成人であることで,被告人の将来の人生を見据えるために情状鑑定がその指針を提供するという目的に絞ることができた。鑑定書は膨大であったが,法律の専門家が読むということで,ち密に構成することが可能であった。鑑定のプロセスが,被告人が抱える心理的問題を解決する手立てになるための協働作業として一貫して機能していたといえる。裁判員裁判が開始して後は、鑑定活動そのものは従来と変わりないが,鑑定書の作成に加えて,裁判員用に簡便なものとなり,素人にも分かりよいものを作らなければならない,尋問の時間が限られているという制約があり,鑑定結果が十分に生かされているがどうか疑問に感じた事例があった。また,少年であっても被害者やその遺族を法廷で証言する機会があり,被害者感情からどうしても被告人を糾弾する場面が増え,法廷が被告人の健全育成よりも処罰を与える場としての色彩を強めてしまっている。そのことで,逆に,少年は自己防衛的になることが多く,自発的に事件を反省することを阻害しかねないと思われた。

検察官送致となる重大事件を起こす少年には過去の虐待などによる PTSD の影響が認められ,中には法廷で糾弾され, PTSD 症状が呈することがある。また,発達障害をもつ少年も少なからずいるため,こうした事件の本質に迫り,適切な処遇を考える上で,心理学の専門家と医師との連携が必要となるケースが増えているが,必ずしもそのような観点で鑑定命令がなされていない実情がある。

その意味では、少年の刑事事件にあっても犯情面が重視されすぎており、発達途上にある被告人を全体的に理解するという観点に欠けることが少なくない。仮に、そのような発達的理解がなされていても、判決では刑期を短縮するという形でしか表現されず、少年や若年被告人に対して専門的な治療や処遇を行う司法システムが存在しないという制度上の問題がある。したがって、刑罰の一元主義を取る日本の刑事裁判制度そのものを見直さなければならない時期に

来ているともいえるが,当面は少年の刑事事件に関しては,原則として情状鑑定を実施して, 犯罪に至る背景を科学的に分析するシステムを導入すべきであると思われる。

なお 、犯情評価を人間行動科学の観点も含めて理論化する試みは、刑事法の観点や発想とは , まだまだかい離している現状があり , 学際的な研究をさらに進めていく必要性がある。

(2)諸外国の実情

アメリカにおける司法ソーシャルワーカーや心理学者の活動状況について,司法ソーシャルワークの指導的立場にある Fordham 大学の Tina Maschi へのインタビュー,公設弁護士事務所への訪問などを通じて把握した。その結果は,以下のとおりである。

- ア 公設弁護士事務所で働く司法ソーシャルワーカーは,弁護士,調査員など多様な職種とチームを組んで活動しており,必要に応じて心理学者と連携している。
- イ 少年や若年成人の事件に関しては,脳科学における発達の知見も取り入れては司法の中で取り入れられてきており,脳の発達が若者の思考過程や行動に与える影響を説明することが,減軽専門家(Mitigation Specialist)の主要な役割の一つになっている。しかしながら,裁判官や検察官によっては,そのような知見を全く無視して責任追及をしているのも実情としてある。当面は,ケースバイケースで対応していくしかない状況である。
- イ 弁護活動をする際には、時として神経心理学者(neuropsychologist)等に協力を仰ぐことがある。エビデンスとして、神経心理学的テストの結果、f MRIの画像も活用される。ただし、そうしたエビデンスのみに頼ってしまうと、例えば、「虐待による脳の影響がない」といった逆の方向で用いられてしまう危険が生じる。
- エ こうしたリスクも踏まえながら,ソーシャルワーカーは,少年や若年成人に対して過度な 刑罰が科せられないよう,司法に対して科学的知見の理解を促進するために奮闘している。

このように刑事裁判においては、科学的なエビデンスを求める傾向が徐々に浸透してきているといえる。その点で注目したいのは、イギリスでの取組である。National Offender Management Service(2015)が,若年成人男子(18-20)に関して,成人との違いを再犯リスク,脳科学や心理学の観点から明らかにし,こうした若年成人の成熟を促す方法論を示した研究報告書を作成したことである。HM Prison & Probation Service では,この研究報告書に基づいて成熟を流すプログラムを作成し,処遇に生かしている。

また,成熟度をスクリーニングするツールとしては,信頼性と妥当性が検証されているOffender Assessment System(OASys)に基づいて作成された the OASys maturity screening toolがあり,現在はこれを発展させた Development and validation of a screening assessment of psychological maturity for adult males convicted of crime が用いられている(Wakeling & Barnet ,2017)。「行為の結果に関する認識がどの程度欠けていたか」、「問題解決能力の低さ」など 10 項目の質問について,0,1,2 の 3 件法で評価するツールである。このツールは比較的簡易なものではあるが,刑務所収容者延べ9万人以上に及ぶ膨大なデータに基づいて作成されており,成熟度の判断目安として有益であるという。

イギリスでは,スクリーニング・ツールだけではなく,処遇の効果検証も含めて科学的な分析が行われている。日本とは司法制度が異なり,ジェームズ・バルガー事件など未成年者を巡る処遇の在り方には様々な議論も起こってきたが,少年,成人に関わらず科学的エビデンスに基づいた様々な工夫がなされており,注目に値する取組みである。

(3) 多職種協働・連携の必要性

日本においては,刑事被告人に対して精神科医は精神鑑定,心理専門職は情状鑑定,更生支援計画は福祉専門職といった棲み分けがなされており,これら専門職が協働・連携していくことはほとんどない。情状鑑定をした事例の中には軽度知的障害のため社会福祉的な支援が必要なものがあり,専門領域の異なる複数の専門家が協働して関与した方がよりよいと思われる事例があった。この点で諸外国に目を転じると,アメリカの公設弁護人事務所では,弁護士,ソーシャルワーカー,調査員等の多様なスタッフを有しており,かれらが事案に応じて多職種協働チーム(interdisciplinary team)を作って被告人に対する全人的(holistic)な支援を行っており,被告人の更生に至る道筋まで考えた場合に参考となるところが多い。日本でもこうした協働チームが編成できるような仕組みづくりを検討すべきである。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計10件)

<u>岡本 吉生</u>・田口 寿子・相澤 雅彦・<u>須藤 明</u>・吉村 雅世(2019),情状鑑定の実際から 見た犯罪心理学の専門性と課題,犯罪心理学研究56(2),41-57,査読無

須藤 明(2018),情状鑑定から見た青年像,青少年問題671号,34-41,査読無

須藤 明(2018),村山論文へのコメント,専修大学心理教育相談室年報,129-131,査読無 <u>須藤 明</u>・<u>岡本吉生・丸山泰弘</u>・戸井宏紀(2018),わが国における臨床心理士及びソーシャルワーカーの司法実践,司法福祉学研究18巻,148-152,査読無

竹田 収・<u>須藤 明</u>・武内 謙治 (2018), 犯情と一般情状のあいだ: 刑事法と心理学との協働の可能性, 法と心理 18 (1), 49 - 55, 査読有

<u>須藤</u>明(2018),「若年者に対する新たな処分」の批判的検討:アメリカにおける少年司法の動向も踏まえて,家庭の法と裁判17,10-16,査読無

丸山 泰弘 (2018), 薬物政策の新動向, 犯罪社会学研究 43, 136 - 143, 査読無

<u>須藤 明(2017)</u>,人間行動科学の専門家が刑事法廷に立つ意義,駒沢女子大学研究紀要24, 155-164,査読無

<u>丸山 泰弘</u> (2017), 日本における薬物政策の課題 - 海外との比較から - 精神科治療学 32, 1465 - 1470, 査読無

<u>須藤 明</u>(2017),情状鑑定を通して見た弁護人と心理臨床家の協働・連携,駒沢女子大学研究紀要23,143-152,査読無

[学会発表](計17件)

<u>須藤 明</u>, 刑事裁判の情状鑑定について(国際医療福祉大学大学院オープンゼミ), 国際医療福祉大学, 2018

Akira Sutoh , The Role of Social Workers in Facilitating the Rehabilitation of Offenders in Japan , Social Work, Education and Social Development , Dublin ,4th July 2018 <u>須藤 明</u> ,刑事裁判における多職種チームの協働・連携 ,日本司法福祉学会第 19 回大会 ,2018 年

<u>岡本吉生</u>・田口 寿子・相澤 雅彦・<u>須藤 明</u>・吉村 雅世,犯罪心理学会研修会『情状鑑定の実際から見た犯罪心理学の専門性と課題』,日本女子大学,2018年

森野百合子・北島歩美・<u>岡本吉生</u>・大塚斉・大瀧玲子,児童虐待が子ども・若者の心に与える影響とどう取り組むか アタッチメントの理解を通じて考える,日本家族研究・家族療法学会第35回大会,2018年

<u>Yasuhiro Maruyama</u> "A New Movement in Japanese Drug Policy: Aiming for Policies that do not Depend on Punishment", 12th International Society for the Study of Drug Policy, Vancouver, Canada. 2018.

<u>須藤 明</u>,治療的司法 (The rapeutic Jurisprudence) から見た情状鑑定の検討,日本司法福祉学会 18 回大会, 2017 年

Akira Sutoh, The significance of Psychologists Involved in Criminal Cases, The 17th Annual Conference of the European Society of Criminology, Cardiff, 2017

須藤 明,情状鑑定と犯情の壁,法と心理学会第17回大会,2017年

<u>須藤 明</u> ,指定討論「非行臨床における親面接の工夫」,日本犯罪心理学会第 55 回大会 ,2017 年

丸山 泰弘, 刑事司法における薬物依存治療プログラムの意義 - 回復する権利と義務 - ,日本刑法学会第 95 回大会, 2017 年

<u>丸山 泰弘</u>, 日本における臨床心理士及びソーシャルワーカーの司法実践 - 刑事政策の立場から - , 日本司法福祉学会第 18 回大会 , 2017 年

<u>Yasuhiro Maruyama</u>, Lowering the Age of Criminal Liability in Japanese Systems, The 17th Annual Conference of the European Society of Criminology, Cardiff, 2017

<u>丸山 泰弘</u>,「司法の福祉化」と「福祉の司法化」,台湾大学法律学院主催研究会,2017年 <u>須藤 明</u>,再び少年法を考える - 司法福祉学の原点から - ,日本司法福祉学会第 17 回大会, 2016年

須藤 明,情状鑑定と犯情の評価,日本犯罪心理学会第54回大会,2016年

<u>岡本 吉生</u>, アタッチメントと家族療法 - 研究成果と家族臨床, 日本家族研究・家族療法学会第 33 回大会, 2016 年

[図書](計6件)

丸山 泰弘(2018),薬物依存症を抱える人に刑事司法は何ができるか,刑事立法研究会編『司法と福祉の連携」の展開と課題』,301-319,現代人文社,516頁

<u>須藤 明</u>,<u>岡本 吉生</u>,村尾 泰弘,<u>丸山 泰弘</u>(2018),刑事裁判における人間行動科学の 寄与:情状鑑定と判決前調査,日本評論社,290頁

<u>須藤 明(2016)</u>,犯罪の対象関係論,日本犯罪心理学会編:犯罪心理学事典,30-33,丸善出版,864頁

<u>須藤 明(2016)</u>,情状鑑定,日本犯罪心理学会編犯罪心理学事典,688-689,丸善出版,864 頁

<u>須藤 明(2016)</u>, 心理鑑定における臨床面接の意義, 橋本和明編: 犯罪心理鑑定の技術, 145-- 161, 金剛出版, 253 頁

<u>岡本吉生</u>(2016),司法制度と犯罪心理学,日本犯罪心理学会編:犯罪心理学事典,674-675, 丸善出版,864頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年: 国内外の別:

取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等 なし

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名: 岡本 吉生

ローマ字氏名: **Okamoto Yoshio** 所属研究機関名: 日本女子大学

部局名:家政学部

職名:教授

研究者番号(8桁): 20315716

研究分担者氏名:丸山 泰弘

ローマ字氏名: Maruyama Yasuhiro

所属研究機関名:立正大学

部局名:法学部職名:准教授

研究者番号(8桁):60586189

(2)研究協力者(なし)

研究協力者氏名: ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。